

# 公害財特法の概要について

令和2年10月

# 公害財特法（公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律）について

## 目的

- 公害の防止に関する施策の一層の推進を図るため、地方公共団体が行なう公害防止対策事業に係る経費に対する財政上の特別措置を講ずる

## 公害防止対策事業

- 公害防止計画（環境基本法17条）に基づいて実施する事業その他防止のための事業で、以下に掲げるもの。

- ①下水道の設置または改築
- ②公共用水域におけるしゅんせつ等
- ③農用地における客土等
- ④ダイオキシン類土壤汚染対策

- 都道府県知事が公害財特法に基づく財政上の特別措置を受けようとする場合、公害防止計画の一部を構成する公害防止対策事業計画（財特法2条の2第1項）につき、環境大臣の同意を得るか、総務大臣の指定を受ける（財特法3条第4項）必要がある。

## 適用地域・事業

- 令和2年10月1日現在、公害防止対策事業実施地域は下図の通り。（21地域・18都府県116市町村）  
また、総務大臣指定事業は7県で7事業。
- 事業区分別では下水道事業（199事業）、河川や港湾のしゅんせつ・覆土（26事業）が大半。他に農用地客土が2事業、ダイオキシン類対策（土壤汚染防止・除去等）は事業なし。

## 公害防止対策事業実施地域

※総務大臣指定事業は除く



# 公害財特法の適用効果・これまでの延長時の見直し

事業区分	事業の細区分		国庫補助		平成31年度地方債 充当率（「地方債 告示」 による）	元利償還金の基準 財政需要額への算入		財特法 根拠条項		
			通常の補 助負担率	特例補助 負担率		通常算入率	特例算入率			
下水道	特定公共下水道		1/3	1/2	100%	44%	措置なし	第2条第 3項第1 号		
	都市下水路		4/10	1/2	90%	20%	地方債元 利償還金 の50%を 基準財政 需要額に 算入（公 害財特法 第5条、 地方交付 税法附則 第5条に よる）			
	公共下水道	終末処理場	55/100	-	100%	16～44% （公共下水 道）※4 44% （流域下水 道、特定環 境保全 公共下水 道）				
		その他	1/2	-						
	流域下水道	終末処理場	2/3	-						
		その他	1/2	-						
※1 しゅんせつ ・導水等	河川		1/3	1/2				※3 90%	20%	地方債元 利償還金 の50%を 基準財政 需要額に 算入（公 害財特法 第5条、 地方交付 税法附則 第5条に よる）
	港湾		0※2 (1/2)							
	水産基盤		1/2							
※1 公害対策土 地改良	農業用施設 （かんがい排 水施設）	土壌汚染防止	55/100	55/100	90%	20%	地方債元 利償還金 の50%を 基準財政 需要額に 算入（公 害財特法 第5条、 地方交付 税法附則 第5条に よる）	第2条 第3項 第3号		
		その他	55/100	-						
	農用地 （客土・排土 等）	汚染除去等	1/2	55/100						
		その他	1/2	1/2						
※1 ダイオキシン 類対策	土壌汚染防止・除去等		1/2	55/100	75%	0%	第2条 第3項 第4号			

※1 公害防止対策事業計画策定地域以外の地域において実施される公害防止対策事業で総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定した事業についても適用される。

※2 港湾公害防止対策事業として行う場合は通常の補助はないため補助率は0。それ以外の事業として行う場合は補助率1/2。

※3 河川、港湾等におけるしゅんせつ事業等は通常適債性がない。

※4 合流式・分流式の別及び処理区域内人口密度別に16～44%を算入

## 適用効果

- ①国庫補助負担率の引き上げ
- ②適債事業の拡大（しゅんせつ事業）
- ③元利償還金の交付税算入措置

## これまでの延長時の見直し

### ○平成13年延長時

- ・廃棄物処理施設の補助率見直し（平成17年度以降嵩上げなし）
- ・公害防止計画の策定指示基準の明確化

### ○平成23年延長時

- ・廃棄物処理施設、公立学校の移転など、実績のない事業を除外
- ・平成33年度以降に繰り越される地方債の効力に係る経過措置を追記。

### 公害財特法の今後について

- 閉鎖性水域におけるCOD や全窒素・全燐等に係る水質汚濁対策、ダイオキシン類による土壤汚染や大規模な底質汚染、カドミウム等による農用地の土壤汚染については、今後とも、環境基準の達成に向け、下水道整備、しゅんせつ、土地改良事業等の公害の防止に関する事業を実施することが必要な状況にある。
- こうした公害の防止に関する事業の実施・促進に、公害財特法は大きな役割を果たしており、現段階でこれを廃止すれば、公害の防止に関する事業の実施に大きな支障が生じかねない。したがって、公害財特法については、これを10年延長することが適当である。
- 延長後の公害財特法に基づく財政上の特別措置が適切に実施されることにより、現在予定されている公害の防止に関する事業の相当程度が終了するとともに、環境基準の達成率も向上することとなれば、その後については再延長しなくとも、国の通常の財政支援措置等による対応により、地方公共団体の実施する公害の防止に関する事業を円滑に推進できるような状況となることが期待されるところであり、そのために国と地方公共団体が一体となった精力的な取組を行う必要がある。

※出典：「中央環境審議会総合政策部会公害防止小委員会（第24回）」参考資料2（平成24年3月2日）

### 留意事項

- ① 公害財特法は、立法当時、産業等が集積した地域において発生していた激甚な公害等への対処として、国として財政援助を行う必要性が極めて高かったため、国の財政上の特別措置を期間を限って実施するために導入されたものであること。一方、現在の公害財特法による財政上の特別措置は、環境基準の達成に向けた公害の防止に関する事業の促進のための支援という性格を強く持つようになってきていること。
- ② 環境基準の達成・維持のため、国と地方公共団体が協働しつつ取り組んでいくべきことは論を待たない一方、公害の防止に関する事業全般について一律に国の財政資源を優先して投入すべきこととする公害財特法をいつまで存続させ、国の通常の財政支援措置や個別制度による対応にいつ移行することが適切かについては、公害防止計画制度のあり方と併せ、事業の進捗状況や環境基準の達成率等を踏まえつつ、国家財政全体の見地からの判断も必要となること。
- ③ 公害の防止に関する事業の円滑な推進や、事業を実施する地方公共団体の財政に、予測できないような支障を生じさせることのないようにする必要があること。

※出典：「中央環境審議会総合政策部会公害防止小委員会（第24回）」参考資料2（平成24年3月2日）



# 総務大臣指定に係る公害防止対策事業

令和2年3月時点

事業名	事業主体	指 定 年 度												
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
英虞湾たい積汚泥しゅんせつ事業	三重県	←→	←											→
有明海覆土等事業	福岡県	←												→
赤野井湾流入河川対策事業	滋賀県	←												→
八代海覆土等事業	熊本県	←												→
伏木富山港富山地区港湾公害防止対策事業	富山県	←												→
橘湾覆土等事業	長崎県									←				→
鹿角第二地域公害防除特別土地改良事業	秋田県											←		→

※長崎県、熊本県、佐賀県でも有明海覆土等事業の実施実績あり。

(注) 総務大臣指定事業の数については次のとおり

昭和55年	8 県	14 事業
平成2年	9 県	16 事業
平成12年	5 県	6 事業
平成22年	9 県	12 事業
令和2年	7 県	7 事業